

○須崎市コミュニティ推進事業費補助金交付要綱

平成6年3月29日

須崎市訓令第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金の交付に関する規則(昭和43年須崎市規則第10号)の規定に基づき、コミュニティ活動の推進及び地域の振興を図るための事業に対し、須崎市が予算の範囲内においてその事業主体に補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業主体は、地域のコミュニティ組織(以下「組織」という。)又は組織を結成しようとする者とする。

(補助対象事業及び補助率等)

第3条 補助の対象となる事業は、別表「コミュニティ推進事業実施基準」に掲げるとおりとする。ただし、他の制度の適用があるものは、補助対象としない。

2 市は、前項の規定による事業費(当該事業費が補助対象事業費を超える場合は、補助対象事業費とする。以下同じ。)の2分の1以内の額(1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)を補助する。ただし、事業費が10万円未満のものは、補助対象としない。

3 第1項の規定による事業費のうち、コミュニティ組織の結成に関する事業(以下「組織結成事業」という。)及び、集落の保全及び地域活性化に関する事業(以下「集落保全・地域活性化事業」という。)については、前項の規定にかかわらず、補助対象事業費を限度として、事業費の範囲内の額(1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)を補助する。

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする事業主体(以下「交付申請事業主体」という。)は、別記様式第1号による申請書に別記様式第2号による事業計画書を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請に係る事業が適当であると認めたときは、補助金交付の決定をし、別記様式第3号により、交付申請事業主体に通知するものとする。

(事業の完了届)

第6条 補助金の交付決定を受けた事業主体(以下「交付決定事業主体」という。)は、当該

事業が完了したときは、速やかに別記様式第4号による事業完了届を市長に提出するものとする。

(事業の変更等)

第7条 交付決定事業主体は、次の各号のいずれかに該当する変更等をしようとする場合は、あらかじめ別記様式第5号による事業計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 交付決定事業費を変更する場合。ただし、事業費の20パーセント未満の額の変更で補助金額に変更を来さない場合は、この限りではない。
- (2) 事業項目又は施行箇所を変更する場合
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(実績報告及び補助金の交付)

第8条 交付決定事業主体が補助金の請求をしようとするときは、別記様式第6号による補助金交付請求書に別記様式第7号による実績報告書を添えて、事業完了の日から30日以内又は補助金交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、完了の認定を行い、その事業を査定した上で補助金を交付する。

(前金払)

第9条 前条の規定にかかわらず、市長において補助金の目的を達成するため特に必要と認めるときは、交付決定金額を前金払することができる。ただし、コミュニティ組織の結成に関する事業については、交付決定金額の2分の1以内の金額とする。

- 2 交付決定事業主体が前金払の請求をしようとするときは、別記様式第8号による前金払請求書を提出するものとする。
- 3 コミュニティ組織の結成に関する事業については、第1項の規定にかかわらず、既に前金払により補助金の一部を交付されている交付決定事業主体であっても、当該事業主体から別記様式第9号による事業中間報告書の提出があった場合であって、市長が事業執行状況等により交付の目的を達成するために特に必要と認めるときは、更に交付決定金額の2分の1の金額を上限として前金払することができる。

(事業実施状況の報告等)

第10条 市長は、交付決定事業主体に対して事業の適正な執行を期するため必要があるときは、事業の進捗状況その他必要な報告を求め、事業の施行に関し必要な指示を行うこと

ができる。

(交付決定事業主体の義務)

第11条 交付決定事業主体は、当該年度内に事業を完成しなければならない。

2 天災その他避け難い事由により当該年度内に事業が完成する見込みがないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定事業主体が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱又は補助条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金の全部又は一部に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日訓令第5号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年7月31日訓令第24号)

この訓令は、平成13年8月1日から施行する。

附 則(平成14年7月1日訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年7月1日訓令第27号)

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成17年7月1日訓令第39号)

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日訓令第3号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日訓令第39号)

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成22年10月1日訓令第50号)

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日訓令第22号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

コミュニティ推進事業実施基準

事業項目	事業基準	補助対象事業費(万円)
集会所	受益戸数おおむね10戸以上とする。	500
集会所の合併浄化槽	受益戸数おおむね10戸以上とする。	須崎市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成7年須崎市訓令第4号)に準じて得られる補助金額の2倍の額又は事業費のいずれか低い額
テレビ共同受信施設	受益戸数おおむね5戸以上とする。	150
環境保全整備	地域の特性を生かした環境の整備	100
コミュニティ組織の結成に関する事業(事業期間は結成年度内とする。)	加入世帯数おおむね30戸以上とする。	10
集落の保全及び地域活性化に関する事業	集落の保全及び地域活性化に関する新たな取り組み	30
特認事項	本事業の趣旨にそった事業で市長が特に必要と認めた事業	100